

令和 5 年 度

北九州市 高等学校奨学生 募集要項

〒803-8510

北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
北九州市教育委員会 学事課

電話 (093) 582-2378

FAX (093) 581-5860

北九州市奨学資金

検索

この募集に関するお問い合わせは、在学する学校又は北九州市教育委員会学事課へ

1 趣 旨

この奨学金は、経済的理由により高等学校等への修学が困難な家庭の子弟に対し、教育の機会均等の理念のもとに優秀な人材育成を図るため、修学に必要な学資金の一部を無利子で貸与するものです。

※返還が遅れた場合は、年利5パーセントの遅延金が発生します。

2 応募資格

次の全ての項目に該当する場合、申し込むことができます。

- (1) 令和5年6月1日現在、北九州市内に6ヶ月以上住所（住民票）を有する人、又は6ヶ月以上住所を有する人の子弟であること。

※ 契約時も引き続き北九州市内に住所（住民票）を有することが必要です。

- (2) 高等学校（専修学校の高等課程を含む。）、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在学中であること。ただし、在学する学校の正規の修学期間を超えて在学中（正規の修学期間の最終学年において留年中）である場合は除く。

※ 各種学校及び専修学校（一般課程、専門課程）に在学する人は対象外です。

- (3) 修学意欲があり、経済的理由により修学困難であること。

- (4) 福岡県教育文化奨学財団奨学金、日本学生支援機構奨学金、母子父子寡婦福祉資金修学資金、生活福祉資金教育支援資金等、同種（貸付型）の奨学金を受けていないこと。

※ 申請時点で他の貸付型の奨学金と併願することについては差し支えありませんが、併給は認められません。他の貸付型の奨学金も採用となった場合は、いずれかを辞退していただきます。

3 奨学金の内容

(1) 貸 付

① 貸付開始月

令和5年4月分から（初回振込は契約後の令和5年10月初旬頃になります。）

② 貸付方法

令和5年4月に入学した新1年生に限り、下記の貸付月額表中「①通常の貸付」又は「②初年度4月分増額貸付」のいずれかを選択することができます。

ただし、いずれを選択しても貸付総額は同額です。

なお、新1年生以外の人については、「①通常の貸付」のみとなります。

※「初年度4月分増額貸付」とは、新1年生（専攻科を除く）について、貸付総額の一部を入学した年の4月分として増額し、残額を均等割して5月分以降の月額とする貸付方法です。

③ 貸付月額（令和5年度の金額）

学 校 区 分		① 通常の貸付 (毎月同額)	② 初年度4月分増額貸付	
			令 和 5 年 4 月 分	令 和 5 年 5 月 分 以 降
高等学校 及び 中等教育学校の 後期課程 (専修学校の高等課程 を含む。)	国 公 立	1 8 , 0 0 0 円	8 1 , 0 0 0 円 (64,800円+16,200円)	1 6 , 2 0 0 円
	私 立	2 5 , 0 0 0 円	1 1 2 , 5 0 0 円 (90,000円+22,500円)	2 2 , 5 0 0 円
高 等 専 門 学 校		2 1 , 0 0 0 円	1 4 4 , 9 0 0 円 (126,000円+18,900円)	1 8 , 9 0 0 円

※上表の②は3年制以上の場合です。例示以外の修業年限の②の貸付額については、北九州市教育委員会学事課へお問合せください。

④ 貸付期間

貸付開始月から在学する学校の正規の修学期間が終了するまでの期間です。

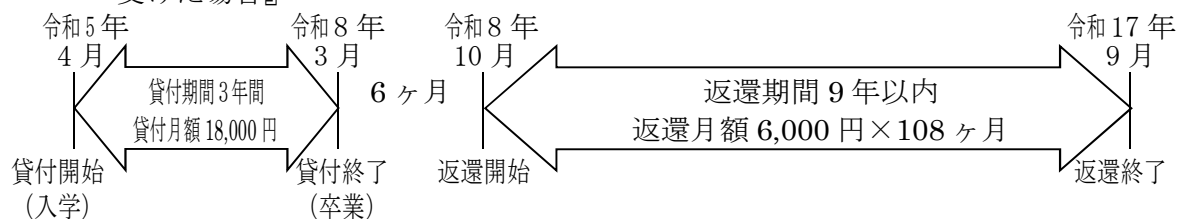
留年などによる貸付期間の延長はありません。

(2) 返 還

卒業（貸付終了）して6ヶ月の期間を経過した日から、貸付期間の3倍の期間内で返還していただきます。支払方法は、口座振替による月賦払（納期限は毎月末）です。

一部繰上返還や一括返還することもできます。

（例）『公立高校1年生が入学（令和5年4月）から卒業（令和8年3月）まで貸付を受けた場合』



4 申請手続き

(1) 申請期間

令和5年6月12日（月）から、在学する学校が指定する日 まで

※ 在学する学校に申請締切日を必ず確認し、締切日に遅れないよう申請してください。

(2) 申請先

在学する学校へ書類を揃えて提出してください。

(3) 提出書類

① 北九州市奨学金貸付申請書

4～10ページの《申請書の記入等について》をご参照ください。

② 18歳以上の同一生計の家族全員の所得を証明する書類（※学生を除く）

8ページの《所得状況を証明する書類について》をご参照ください。

③ 同一生計の家族全員の住民票（続柄が記載されたもの）※マイナンバー（個人番号）は不要 1通

※単身赴任、病気療養又は兄弟姉妹等が大学に在学のため市外に転出している等で住所を異動している場合は、その人の異動先が記載されている住民票除票を提出してください。除票に記載されている市外住所と現在の住所が違う場合は、現在の住民票を提出してください。

※本人だけが北九州市内に住民票がある場合は、同一生計の父母との関係が分かる書類が必要です。詳しくは学事課にお問い合わせください。

※同一住所、同一生計で住民票を分けている場合は、それぞれの住民票が必要です。詳しくは学事課にお問い合わせください。

④ 返信用切手（審査結果本人通知用） 280円分

⑤ 特別事情を証明する書類（該当世帯である場合のみ）

9ページの《7. 特別事情》をご参照ください。

※ 提出された書類はお返しできません。

5 審査結果の通知

令和5年8月中旬頃、在学する学校及び申請者全員に、文書で通知します。

※ 採用内定者には、**審査結果通知**とともに、今後の手続についての案内文書が入っています。

6 採用内定後の手続き

採用内定となった人は次の手続きを行っていただきます。

- ① 令和5年8月中旬～下旬 **連帯保証人選定届**及び**契約内容確認書**を教育委員会に提出
↓ (郵送可)
- ② 令和5年8月下旬 **奨学金貸借契約書**を採用内定者へ発送
↓
- ③ 令和5年9月初旬 **奨学金貸借契約書**、**在学証明書**、**連帯保証人の印鑑登録証明書**、**口座振込に関する委任状**を教育委員会に提出 (直接持参)
↓
- ④ 令和5年10月初旬頃 奨学金振込 (令和5年4月～令和5年11月分)

※ 連帯保証人選定届、契約内容確認書、奨学金貸借契約書、在学証明書、連帯保証人の印鑑登録証明書、口座振込に関する委任状の提出完了をもって正式に採用となります。

7 連帯保証人について

連帯して債務を保証する「連帯保証人」が1名必要です。保護者（父母又はそれに代わる人。但し、未成年者は除く。）が連帯保証人になることができます。保護者以外の人を連帯保証人にする場合、要件等の詳細については北九州市教育委員会学事課にお問合せください。

8 奨学金の振込

契約締結後、奨学金を下記のとおり本人の口座に振込む予定です。

- (1) 令和5年度
 - ・ 第1期及び第2期（4月～11月の8ヶ月分）……………10月初旬
 - ・ 第3期（12月～3月の4ヶ月分）……………12月上旬
- (2) 次年度以降
 - ・ 第1期（4月～7月の4ヶ月分）……………5月末頃
 - ・ 第2期（8月～11月の4ヶ月分）……………8月上旬
 - ・ 第3期（12月～3月の4ヶ月分）……………12月上旬

9 注意事項

- (1) 提出書類に不備のある場合や申請期限を過ぎた場合は、受付ができません。書類の提出し忘れのほか、特に**署名もれや切手の添付もれなどにはご注意ください。**
- (2) 申請内容が事実と異なる場合は、採用を取り消すことがあります。申請内容は正しく記載してください。
- (3) 何らかの理由で、申請後に北九州市奨学資金の申請又は内定を辞退する場合は、この冊子の終わりにある「**辞退届**」を提出してください（郵送可）。
- (4) 他の貸付型奨学金と**重複して受給することはできません**（申請はできますが、いずれかを辞退していただきます。）。重複して受給していることが明らかになった場合は、契約を解除し一括で返還していただきます。

1. 申請者氏名・生年月日など

①申請者の氏名・フリガナ・生年月日を記入してください。

※ 申請者は現在学校に通っている生徒本人です。父母等の保護者等ではありませんので注意してください。
採用決定後には、この申請者が奨学金の借受人になります。

2. 申請者の現在学校

在学している学校の状況を記入してください。

①国公立(国立・県立・市立等)か私立のいずれかを選択し、○で囲んでください。

②在学している学校名を記入してください。

③在籍している学科名を記入してください(定時制の場合はこの欄にその旨を記載してください。)

④正規の修業年数を「__年制」の欄に、現在在籍している年次を「__年」の欄に記入してください。

(例)全日制(3年制)高校1年生の場合「3年制の1年」

高等専門学校(5年制)2年生の場合「5年制の2年」

※ 商船高等専門学校には、一部6年制の場合がありますので注意してください。

※ 高等学校看護科など一部の学校において、本科(3年)と専攻科(2年)とを併せて5年一貫教育となっている場合がありますが、この場合、北九州市奨学金の申請は本科・専攻科それぞれ個別に行う必要があります。よって、本科1年に在学中である場合は、「3年制の1年」となり、貸付期間は3年間となります。本科修了後、専攻科でも引き続き奨学金を希望する場合は、専攻科への進学後(一貫教育校での新4年生になった時)に再度申請を行ってください。

⑤入学年月、卒業予定年月を記入してください。

⑥通学方法について、自宅又は自宅外からのいずれかを選択し、□に☑印を記入してください。

3. 申請者現住所など

①申請者の郵便番号・住所・電話番号を記入してください。

※ 郵便番号及び電話番号は必ず記載してください。

②申請者が別居している場合は、連絡先住所(書類等送付先)欄も記入してください。

※ 書類等送付先が申請者住所と同じ場合は、「上記の住所と同じ」の□に☑印を記入してください。

③連絡先住所には、日中連絡の取れる電話番号を記入してください。提出書類に不備がある場合に問合せをすることがあります。

4. 家族の状況(続柄、氏名、生年月日)

申請者と同一生計にある家族全員が記入の対象です。

続柄・氏名・フリガナ・生年月日を記入してください。

なお、単身赴任や就学等のため住民票を異動している場合であっても、生計が同一の場合は記入して、除票の記載のある住民票を提出してください。

住民票上の世帯は分けているが、同居し生計も同一の場合は、同居している人を全員記入し、それぞれの住民票を提出してください。

申請者本人については記入しません。

※ 続柄は、申請者本人から見た続柄ですので、注意してください。

5. 世帯の状況（所得金額）

世帯の中で、令和4年に所得を得ていた人（年金収入やパート・アルバイト収入も含む）は、所得金額を記入してください。

(1) 令和4年分の所得金額を記入してください。

※ 無職の場合も、所得を証明する書類（所得額証明書等）が必要です。

(2) 令和4年に比べ、令和5年の収入・所得が大きく減少した人は、令和5年1月から令和5年5月までの収入・所得のわかる書類を提出してください。（8ページ参照）

所得を証明する書類は、以下の①～③のいずれかです。
(8ページで①～③のどれに該当するかを確認してください。)

① 市県民税所得（課税）額証明書の場合 ※原本を提出（令和5年1月1日の住所地の役所で発行）

市県民税所得（課税）額証明書		氏名	
世帯主	氏名	住所	〒
世帯員	氏名	住所	〒
所得の種類	所得金額	所得の種類	所得金額
給与所得	12,870,000	年金所得	
退職所得		雑所得	
不動産所得		合計所得金額	2,887,200
合計所得金額	2,887,200		

この金額を記入

令和4年分
合計所得金額 2,887,200

②「令和5年度 市民税・県民税 特別徴収税額の通知書」の場合 ※写しで可

所得の種類	所得金額
給与所得	12,870,000
退職所得	
不動産所得	
合計所得金額	2,887,200

この金額を記入

総所得金額 2,887,200

《所得状況を証明する書類について》

所得を証明する書類は、収入の無い人も含め18歳以上の世帯全員分必要です。

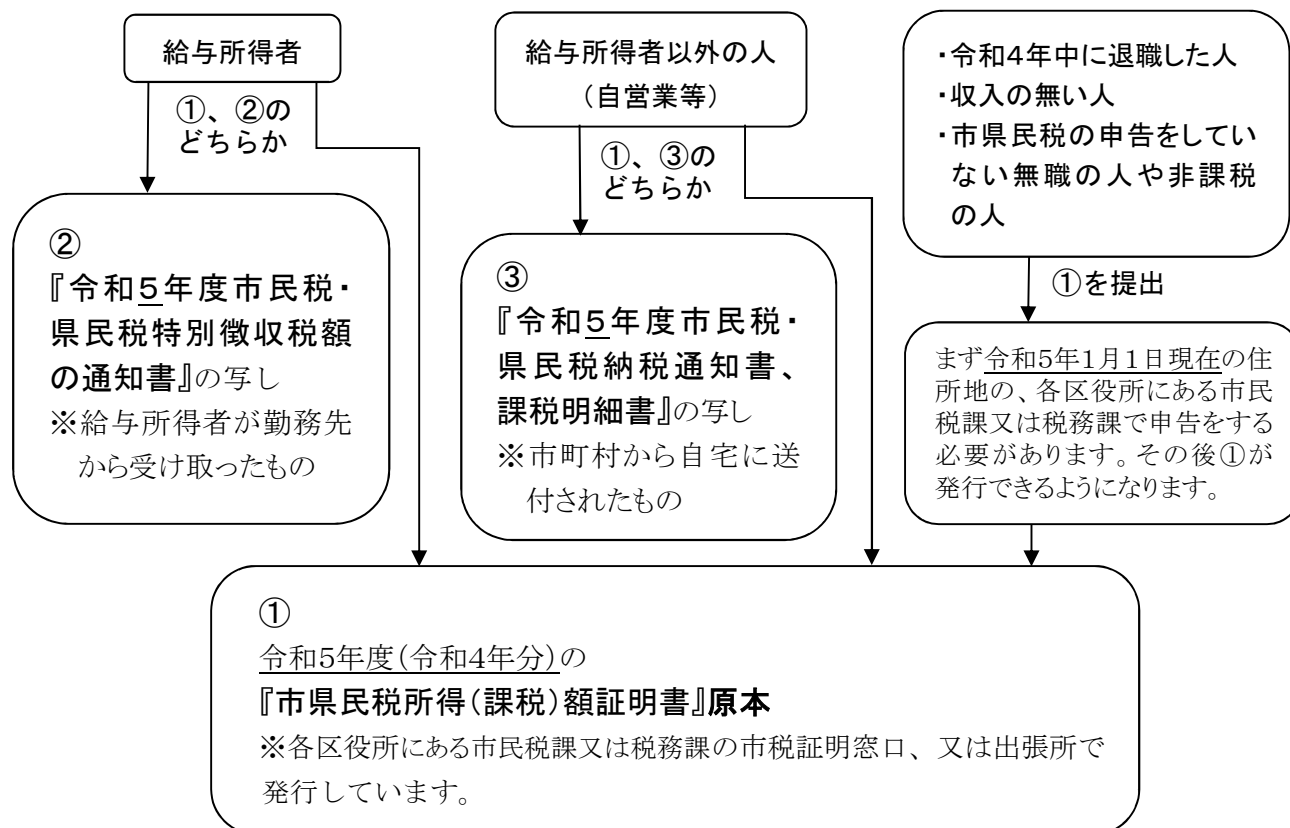
※ただし、現在大学生など、学生については提出不要です。

●所得金額を証明する書類は、次の①～③のうちいずれかを提出してください。

※ 6、7ページに提出書類見本を掲載しています。

※ ①の名称は北九州市の例です。他市町村では、書類の名称が異なり別々の証明書である場合があります。その場合所得額と課税額の両方を証明するものを提出してください。

令和4年中の収入状況



※非課税証明書や源泉徴収票は、総所得の証明にならないため不可です。

令和4年、令和5年の収入に大きな変化があった場合

●主たる家計支持者が令和4年、令和5年中に失業し、現在も無職である場合は、上記所得の証明書類のほかに、次のいずれかの書類を提出してください。

- ・雇用保険受給資格者証の写し
- ・離職票の写し（雇用保険受給申請中の場合）
- ・元の勤務先が発行した退職証明書（雇用保険に加入していなかった場合）

●令和4年に比べ、令和5年の収入・所得が大きく減少した場合は、令和5年1月から令和5年5月までの収入・所得の分かる次のいずれかの書類を提出してください。

- ・給与支払者の発行した証明書
- ・給与支給明細書の写し

6. 世帯の状況（兄弟姉妹などの在学状況）

世帯の中で、令和5年6月1日現在、いずれかの学校に在学している方のみ記入してください。

(1) 国公立(国立・県立・市立等)か私立のいずれかを選択して○で囲んでください。

(2) その学校の種別を小・中・高・高専・大・専修(高・専)の中から選択して、○で囲んでください。

※「高」には中等教育学校の後期課程を含みます。

※「専修(高・専)」は専修学校高等課程と専修学校専門課程(専門学校)です。

(3) その学校名を記入してください。

(4) 現在在学している学年を記入してください。

(5) その兄弟姉妹などの通学方法について、自宅からの通学か、自宅外からの通学かを選択して○で囲んでください。

7. 特別事情

令和5年6月1日現在の状況で特別事情のある世帯に該当する場合は、該当世帯の□に☑印を記入してください。☑印を記入した場合は、必ず証明書類を添付してください。

提出する証明書類は次のとおりです。

※①と②がある場合は、該当する書類を両方とも提出してください。

項 目	提出する証明書類
「母子・父子世帯」	住民票で確認できるため、 <u>証明書類は不要です。</u>
「障害のある人のいる世帯」 (人数も記入してください。)	①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し(人数分)
「長期療養者(6ヶ月以上)のいる世帯」 ※申請時に6ヶ月以上継続して療養中の人、又は療養を必要とする人がいる世帯	①令和4年12月から令和5年5月までの治療又は療養に係る費用の領収書の写し、又はその費用の証明書(医療給付を受ける金額を除く。)
「単身赴任世帯」 ※ <u>主たる家計支持者</u> が、現在単身赴任している世帯	①単身赴任していることが確認できる書類 (家賃の契約書又は証明書の写し・住民票等) ②単身赴任している主たる家計支持者の住居、光熱、水道費の写し (詳しくは学事課にお問合せください。)
「災害を受けた世帯」 ※令和4～5年中に受けた火災・風水害などの被害が対象	①消防署などが発行した被災証明書等 ②災害により被害のあった家財で、新たに購入を行った場合の領収書の写し(ただし、生活に必要な限度を超えるものは含まない。)

8. 貸付方法の選択

令和5年4月に入学した新1年生（専攻科を除く）のみ、「①通常貸付」か「②初年度4月分増額貸付」を選択することができます。希望する貸付方法を選択して、□に☑印を記入してください。☑印のない場合は、「①通常貸付」を選択したものとみなします。

ただし、編入学により1年生以外の年次に在学している場合は選択できません。

貸付金額については、1ページ「**3 奨学金の内容**」をご覧ください。

新1年生以外は「①通常貸付」を選択してください。

「②通常貸付」を選択した場合は、貸付月額は毎月同額となります。

「②初年度4月分増額貸付」を選択した場合は、令和5年4月分の貸付月額が増額され、5月分以降の貸付月額が減額されます。なお、初年度4月分増額貸付の選択の有無による貸付総額の変化はありません。

●貸付総額と返還月額は以下のとおりです。

【返還例】 公立高校で3年間貸付を受け、3倍の期間(9年=108月)で返還する場合、

(1) 通常の貸付の場合

貸付総額 $18,000 \text{ 円} \times 36 \text{ 月} = 648,000 \text{ 円}$

返還(月賦) $648,000 \text{ 円} \div 108 \text{ 月} = \underline{6,000 \text{ 円}}$

(2) 初年度4月分増額貸付の場合

貸付総額 初年度4月分 $81,000 \text{ 円} + 16,200 \text{ 円} \times 35 \text{ 月} = 648,000 \text{ 円}$

返還(月賦) $648,000 \text{ 円} \div 108 \text{ 月} = \underline{6,000 \text{ 円}}$

9. 申請年月日

申請書を学校に提出した年月日を記載します。

10. 申請者本人自署欄

申請者本人が氏名を自署してください。

11. 保護者自署欄

申請者本人が未成年となりますので、申請者本人の保護者1名(父母又はそれに代わる人。但し、未成年者は除く。)が、申請を承諾する旨の意味で、氏名を自署してください。

辞 退 届

令和 年 月 日

北九州市長 様

〒 ー

住 所 _____

氏 名 (本人自署) _____

電話番号 _____

在学学校名 _____

下記の理由で北九州市奨学資金の（申請・内定）を辞退したいので届け出ます。

記

辞退理由 （あてはまるものに○印をつけてください）

1. 他の奨学金を利用

奨学金名 (_____ 令和 年 月分より)

2. 進路の変更

具体的に (_____)

3. 退 学

退学日 令和 年 月 日 _____

4. その他 (_____)

※ 北九州市教育委員会学事課まで提出（郵送可）してください。
提出に際しては、あらかじめ学事課（093-582-2378）まで電話連絡いただくようお願いします。